４－４　電気自動車（区分Ａ）・燃料電池自動車

（１）車両の要件

①-１（電気自動車）

電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。ただし、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

①-２（燃料電池自動車）

車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもの。ただし、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

②　申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。

③　自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。

④　自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。

⑤　国が令和４年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車又は燃料電池自動車であること。

（２）必要書類

①　購入の場合

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 （第１号様式）	記入例（７８ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 （第１号様式別紙１）	記入例（８５又は８６ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類	※第１号様式別紙１において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が 30,000 円（電気自動車）又は 50,000 円（燃料電池自動車）を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	・顔写真付きの官公庁が発行するもの（１点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等

	・その他顔写真無しのもの（２点以上） 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね３か月以内に発行されたもの）等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧から導入した車両がわかる部分をご用意ください。
自動車検査証記録事項の写し	・「初度登録年月」と「登録年月日/交付年月日」が同年同月かつ、「登録年月日/交付年月日」が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・「使用者の指名又は名称」、「使用者の住所」が申請者氏名、住所と同じであること。 ・「使用の本拠の位置」が市内の住所であること。 ・「自家用・事業用の別」が「自家用」となっていること。 ・「燃料の種類」が「電気」又は「圧縮水素」であること。
契約書又は注文書の写し	契約（注文）書に**①経費の明細**、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている**②車両情報**（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。記載ない場合は、**経費内訳書**を追加提出ください。なお、経費内訳書は、契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・契約（注文内容）を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。

<table>
<tr><td>領収書等の写し</td><td>領収書等に<u>①契約（注文）金額と一致</u>、<u>②契約（注文）書に記載された購入内容等と合致する但し書き</u>が記載されているもの。
（例）
 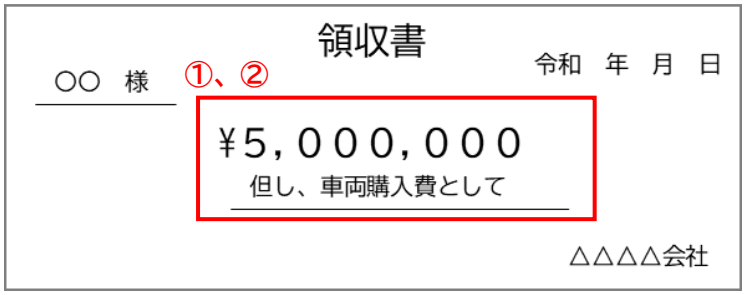

【複数回支払いしている場合】
その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。

【クレジットやローン等での支払い場合】
次のいずれかをご提出ください。
・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書）
・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類
※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。

【領収書発行者が契約（注文先）業者と異なる場合】
主に契約（注文請）業者の金融サービス業務を行う別会社が考えられますが、同じグループ傘下であれば別途書類を提出する必要はございません。

【領収書の発行がない場合】
領収証明書の様式を用意していますので、契約業者に作成を依頼し提出してください。</td></tr>
<tr><td>設置状況が確認できる写真</td><td>保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレートが確認できるもの。</td></tr>
<tr><td>請求書
（第４号様式）</td><td><u>原本提出（押印必須）</u>
請求者及び口座名義は申請者と同一であること。</td></tr>
</table>

② リースの場合（リース事業者とリース先の共同申請）

必要書類	記載要件及び書類例等
申請書 （第１号様式）	記入例（８０ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。 ※市長が住民登録及び税の納付状況を確認することに同意しない場合は、住民票及び納税証明書の写しの提出が必要。
補助対象設備の概要 （第１号様式別紙１）	記入例（８５又は８６ページ）を参考にし、必要事項を記入すること。
国等からの交付を受けたことがわかる書類	※第１号様式別紙１において、国等からの補助金を補助対象経費から控除した結果、市への交付申請の額が 30,000 円（電気自動車）又は 50,000 円（燃料電池自動車）を下回る場合に限り必要。
申請者の本人確認書類の写し	**① 申請書上段のリース事業者** 担当者又は代表者のもので、以下の書類のうち２点以上を提出 社員証、保険証、名刺等 **② 申請書下段のリース先** ・顔写真付きの官公庁が発行するもの（１点） 例. 運転免許証、パスポート（住所が記載されているもの）、マイナンバーカード等 ・その他顔写真無しのもの（２点以上） 例. 健康保険証(住所が記載されていること)、年金手帳、通帳、キャッシュカード、診察券等、住民票の写し（概ね３か月以内に発行されたもの）等 ※有効期限が切れている、住所氏名が申請書の記載と一致していない等は本人確認書類として認められません。
法人に係る登記事項証明書　※リース事業者のみ	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（概ね６か月以内のもの）
設置設備等が補助対象であることがわかる書類	一般社団法人次世代自動車振興センター 補助対象車両一覧から導入した車両がわかる部分をご用意ください。
自動車検査証記録事項の写し	・「初度登録年月」と「登録年月日/交付年月日」が同年同月かつ、「登録年月日/交付年月日」が補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・「使用者の指名又は名称」、「使用者の住所」が申請者氏名、住所と同じであること。 ・「使用の本拠の位置」が市内の住所であること。 ・「自家用・事業用の別」が「自家用」となっていること。 ・「燃料の種類」が「電気」又は「圧縮水素」であること。

リース事業者が購入する車両の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し	**①　設備の購入費・工事費が確認できる書類の写し** リース事業者が販売店に対し設備が購入・工事したことがわかる**領収書等**を提出してください。 **【複数回支払いしている場合】** その全ての支払いが確認できる領収書等を提出してください。 **【クレジットやローン等での支払い場合】** 次のいずれかをご提出ください。 ・販売店発行のクレジット払いによる支払を証明する書類（支払証明書） ・全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類 ※契約の申込書ではなく、契約締結後の書類をご用意ください。 **【領収書の発行がない場合】** **領収証明書**の様式を用意していますので、販売店に作成を依頼し提出してください。 **②　リース契約書の写し** リース契約（注文）書に**①経費の明細**、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象としている**②車両情報**（メーカー名、車両名、型式等）が記載されているもの。 ・経費の明細とは、補助対象設備（メーカー名、車両名、型式等）の購入費の記載があるものです。記載ない場合は、**経費内訳書**を追加提出ください。なお、経費内訳書は、リース契約会社の経費の明細がわかる書類（見積書、内訳書、請求書等）をもって代用することができます。 ・リース契約を途中で変更されている場合は“変更契約（注文内容の変更）書類”も併せてご提出ください。
契約(注文)連名者委任状 ※契約（注文）者が複数のとき	複数名が申請可能な状態であるため、申請の権限を申請者に委任するものです。
設置状況が確認できる写真	**保管場所で撮影した車両の全景及びナンバープレート**が確認できるもの。
貸与料金の算定根拠明細書(様式第１号別紙２)	注意事項を確認し、必要事項を記入すること。
請求書 （第４号様式）	原本提出（押印必須） 請求者は共同申請者とし、口座名義はリース事業者とすること。